

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について【県医療整備課作成】R02.09.23

		質問	回答
1	共通	(このQ&A内での)「コロナ患者等」とは。	新型コロナウイルス感染症の患者(陽性者)及び疑似症患者(疑い患者)のことです。 ※このQ&A内で便宜上「コロナ患者等」と表記しているが、要綱上での「新型コロナウイルス感染症患者等」と同義である。
2	共通	「埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金」はどのような補助金か。	事業(メニュー)は以下の5つです。(要綱別紙1～5参照) (1)看護職員手当支援事業 コロナ患者等に対応する看護職員に対する諸手当(危険手当など) (2)病床確保支援事業 コロナ患者等を入院させる病床を確保した場合、病床が空床状態・休止状態となった日数に応じた確保料+入院受入れ病床の消毒費用 (3)医療従事者宿泊支援事業 コロナ患者等に対応する医療従事者を職場の近隣のホテル等に宿泊させた場合の宿泊費用 (4)感染症患者入院受入協力支援事業 コロナ患者等を入院させた人数に応じた費用(入院患者1人あたり 陽性患者25万円、疑い患者5万円) (5)疑い患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業(支援金支給事業) 疑い患者を診療する救急・周産期・小児医療機関の感染予防対策等のために必要な費用(実費)
3	共通	どんな医療機関が対象になるのか。	(1)(2)(3)(4)はコロナ患者等の入院受入れを行う医療機関、(5)はコロナ疑い患者を診療する救急救命センター、二次救急医療機関、精神科救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域支援病院等です。 ※(5)は必ずしも入院受入れを要件としていない。
4	共通	複数の事業に申請してよいのか。	本要綱内((1)～(5))においては該当する事業全てに申請できます。ただし、(5)に申請した場合、別要綱の「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」には申請できません。 ※通常(5)の方が補助上限額は高額となる。
5	共通	厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)」に記載されているものと違うのか。	(2)(3)(5)は厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)」の一部です。 (1)(4)は県独自の補助金です。
6	共通	厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)」に記載される他の補助金はどのように申請するのか。	(1)～(5)以外の事業は、次の各担当課に確認してください。 ※設備整備に関する事業(「新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関設備整備事業」「帰国者・接触者外来設備整備事業」「新型コロナウイルス感染症重点医療機関等設備整備事業」「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業(設備整備等事業)」と「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」は県感染症対策課で対応します。 ※従事者慰労金は県医療人材課で対応します。
7	共通	要綱別紙各所に「医療機関が知事に協議した病床(医療従事者)に限る。」とあるが、協議とは何か。	病床については、コロナ患者等の受入れを行う病床として県に報告いただいているものであれば協議されているものとなります。 医療従事者については、申請をもって協議となります。
8	共通	申請受付は、8月31日までの一度だけか。	受入病床数を増加する場合や、新たに「重点医療機関」や「疑い患者受入れ協力医療機関」に指定される場合などは、改めて申請することができる場合があります。個別の相談となりますので、県医療整備課医務担当(TEL048-830-3539)に御連絡ください。

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について【県医療整備課作成】R02.09.23

		質問	回答
9	共通	今後「重点医療機関」や「疑い患者受入れ協力医療機関」の指定を受けようとした場合は対象となるか。	指定要件を満たしている場合には対象となります。指定については個別の御相談となりますので、以下の担当に御連絡ください。 重点医療機関について…県医療整備課総務・医療企画担当 (TEL048-830-3535) 疑い患者受入れ協力医療機関について…県医療整備課在宅医療推進担当 (TEL048-830-3545)
10	共通	概算払いは認められるか。その上限は設定されるか。	概算払いが可能です。概算払請求可能額(交付決定額に対する概算払請求率は100%とします。)から既受領額を引いた額を上限に概算払請求が可能です。
11	共通	申請後に変更が生じた場合はどうするのか。	変更交付申請を行っていただきます。その上で、変更交付決定額と交付確定額に差があり、(概算払いにより)過剰交付している場合は、その差額を返納していただくこととなります。 ※交付決定額と実績報告を比べて、少ない方の額が交付確定額となります。
12	共通	令和2年9月15日に国の「令和2年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金(医療分)」に係る交付要綱が改正されたが、新たに対象になる事業メニューは何か。いつから交付申請ができるか。	(2)病床確保事業が内容変更の対象となります。 空床確保事業について、国要綱に合わせ特定機能病院等である重点医療機関及びその他の重点医療機関の病床確保料の一部について引き上げる予定です。 その他消毒について、国要綱に合わせ「実費」とし、上限額を引き上げる予定です。 県の補助金交付要綱については、10月頃に改正する予定です。 要綱改正後、改正内容の御案内と、既に交付決定を行った事業の実施状況等の確認を11月頃に行い、補助事業としての精度を高めることとしており、その後、変更交付申請を受け付ける予定です。
13	別紙1	看護職員とは。	看護師・准看護師・保健師・助産師です。
14	別紙1	対象になる看護職員とは。どのような場合に手当が出るのか。	補助対象は「新型コロナウイルス感染症患者等の受入れに必要な看護職員諸手当(受入病棟等に勤務した場合の手当)」です。いわゆる危険手当が該当しますが、どのような場合に手当を支給するかは医療機関ごとに決めるものです。この補助金は、医療機関が看護職員へ手当を支給している場合に支給されます。(県から自動的に人数分支給されるものではありません。) 直接接触とは、患者の身体を直に触るということではありません。県では、感染危険のあるエリア(レッドゾーン)で勤務を行う看護職員を想定しています。 ※実際にコロナ患者等に対応したかどうかの実績は問わない(準備を含む)。
15	別紙2	対象となるのはどのような病床か。	コロナ患者等を受け入れるために確保した病床(空床状態に限る)と、コロナ患者等を受け入れるために休止とした病床(例:4床室を個室とするために休止した3床など)です。 ※補助金は確保(空床または休止状態)日数×単価 ※確保病床にコロナ患者等が入院している日数は、補助対象にはならない。
16	別紙2	補助単価が高くなる「重点医療機関」「疑い患者受入れ協力医療機関」とは。	両方とも指定要件を満たした上で県から指定されるものです。 ※指定の相談先はQ9のとおり。
17	別紙2	交付申請(様式1)別紙2-2-2の受入れ可能病床数や空床確保病床数を変更したい。	エクセルファイルのうち、「申請基本データ」のシートに入力いただいた「新型コロナウイルス感染症患者等病床数」が、別紙2-2-2の受入れ可能病床数や空床確保病床数に反映されます。 別紙2-2-2は「感染症患者等対応医療機関」「重点医療機関」「(疑い患者受入れ)協力医療機関」でシートが分かれており、「申請基本データ」で入力いただいたそれぞれの病床数が3種類のシートそれぞれに反映されますので、確保病床数を変更された全ての日付ごとにそれぞれの病床数を記入してください。

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について【県医療整備課作成】R02.09.23

		質問	回答
18	別紙3	対象となるのはどのような場合か。	医療従事者がコロナ患者等対応のため業務が深夜に及んだ場合、若しくは基礎疾患を有する家族等と同居しており帰宅することが困難である場合等に、医療機関があらかじめ契約等により指定した宿泊施設に、医療従事者を宿泊させた場合に対象となります。
19	別紙5	対象となる医療機関の要件は。	要件は、「救急隊(救急車)から疑い患者の受入れ要請があった場合には、一時的にでも当該患者を受け入れること。ただし、受入れ患者の入院加療が必要と判断された場合、受入れ医療機関の空床状況等から、必ずしも当該医療機関への入院を求めるものではなく、他院への転院搬送を行っても構わない。」としています。 対象となる医療機関は、救急救命センター、二次救急医療機関、精神科救急医療機関、総合周産期母子医療センター、地域周産期母子医療センター、小児地域支援病院等になります。 必ずしも入院受入れを要件とはしていませんが、疑い患者の搬送困難事案の発生防止のために、診療(外来)まではしていただくことを要件としています。
20	別紙5	今年度中に救急告示医療機関の指定を受ける場合は対象となるか。	指定を受ける時期などによって個別に判断することとなります。 救急告示医療機関の指定を受ける時期がわかっている場合には県医療整備課(TEL048-830-3539)に御相談ください。 救急告示医療機関の指定について(指定を希望する場合等)は、県医療整備課地域医療対策担当(TEL048-830-3559)に御相談ください。
21	別紙5	対象となる医療機関の「登録」とは何か。	「疑い患者を救急において診療する」という要件を満たす医療機関が、この補助事業を申請することによって登録となります。申請の事前に登録するものではありません。 なお、登録医療機関のリストは消防などの関係機関に共有されます。
22	別紙5	対象となる「感染拡大防止のための費用」とは何か。	「従前から勤務している者及び通常の医療の提供を行う者に係る人件費」を除いて、感染拡大防止対策や診療体制確保等に要する費用は幅広く対象となります。 (対象となる取組の主な例:清拭・消毒等の環境整備、待合室混雑緩和、発熱患者対応のための動線確保やレイアウト変更、電話やオンラインによる診療体制構築、医療従事者の院内感染防止対策(研修や健康管理))
23	別紙5	具体的にはどのような費用が対象となるのか。	以下の項目に該当する支出です。 ()内はあくまで例示。基本的には取組の主旨で判断する。 賃金・報酬(感染防止対策を実施する者を新規に雇用した際の賃金) 謝金(感染拡大防止の勉強会を実施するための講師謝金) 会議費(感染拡大防止の勉強会のための会場費) 旅費(感染拡大防止研修のための医師派遣にかかる旅費) 需用費:消耗品費(清掃用具、消毒用アルコール*マスクなどの个人防护具は設備整備等事業の対象)、印刷製本費(患者向けチラシの印刷)、材料費、光熱水費、燃料費、修繕料(軽微な工事※Q24)、医薬材料費(診療報酬収入のあるものを除く) 役務費:通信運搬費、手数料、保険料(職員の感染に係る保険料) 委託料(施設内の清掃委託、洗濯委託、検査委託、感染性廃棄物処理委託、レイアウト変更のための委託費用) 使用料及び賃借料(寝具リース料) 備品購入費(HEPAフィルターなしの空気清浄機 *フィルター付きは設備整備等事業の対象)

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について【県医療整備課作成】R02.09.23

		質問	回答
24	別紙5	修繕費の対象となる軽微な工事とは何か。工事費は対象にならないのか。	工事費(規模の大きい工事)は対象になりません。医療機関内での工事は、修繕費に該当する「軽微な工事」のみ対象となります。「軽微」に該当するかは個別に判断することとなりますが、少なくとも既存の施設を基にした工事であり、令和3年3月31日までに検査まで完了することが条件です。 例として、屋外に別棟やプレハブ(居室利用)を新設する工事は対象外です(簡易診察室であれば設備整備等事業の対象になります)。
25	別紙5	厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」における「設備整備等事業」との兼ね合いは。	厚生労働省の「新型コロナウイルス感染症を疑う患者受入れのための救急・周産期・小児医療体制確保事業」は、「設備整備等事業」と「支援金支給事業」の2つに分かれています。「支援金支給事業」が本要綱別紙5に当たります。 「設備整備等事業」において列挙されている設備等の購入は「設備整備等事業」で補助を受けることができます。「設備整備等事業」で列挙されていない設備等も、「支援金支給事業」で対象となります。この2つの事業を両方申請することは可能ですが、内容が重複しないように注意してください。 ※例えばマスクを購入したことについて「設備整備等事業」と「支援金支給事業」の両方に申請したら二重取りになってしまうため不可。どちらで申請してもよいが、2つの事業の申請内容が被らないようにすること。 ※基本的には設備整備等事業で対象になるものは設備整備等事業で申請して、それ以外を支援金支給事業で申請した方が多く補助を受けることができる。支援金支給事業で上限まで余裕がある場合には、支援金支給事業でまとめて申請することも可能。 ※上記「設備整備等事業」は県感染症対策課が対応します。(Q6のとおり)
26	別紙5	「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」とは違うのか。	対象となる費用は同じです。ただし、補助の上限額が大きく異なりますので、どちらが該当するか間違いのないよう確認してください。 ※補助対象が同じであるため、重複して申請できないことに注意。 ※「医療機関・薬局等における感染拡大防止等支援事業」は、県感染症対策課が対応します。(Q6のとおり)
27	別紙5	基準額(上限額)の基準となる病床数とは。	医療機関全体の許可病床数のことです。コロナ患者等受入れ可能病床数や感染症病床数ではありません。
28	別紙5	基準額(上限額)がそのまま支給されるのか。	感染予防等に必要とする費用として医療機関が払った額(実費)と基準額(上限額)を比べて小さい額が支給されます。
29	別紙5	いつ買ったもの(これから買うもの)でも対象になるのか。	令和2年4月1日から令和3年3月31日の間に納品(事業完了)するものが対象となります。原則として実績報告時に領収書を添付していただくこととなります(支払いまで終えていただくこととなります)が、不可能である場合には納品書など事業が完了していることがわかる証拠書類を提出していただきます。
30	別紙5	令和2年4月1日から令和5年3月31日までの医療機器のリース契約をしている場合、令和2年度中に支払いを済ませれば全額補助の対象となるか。	令和2年度より先の時期まで契約したリース契約(3年・5年リースなど)の支払いを令和2年度中に全て清算したとしても、事業そのものが完了していないため、全額補助の対象にはなりません。令和2年度の経費のみ補助の対象となりますが、令和3年3月31日までの経費が明確にわかる書類(契約先が発行したもの)が実績報告時に提出できる場合に限りです。

埼玉県新型コロナウイルス感染症医療提供体制支援事業費補助金について【県医療整備課作成】R02.09.23

		質問	回答
31	別紙5	<p>他の補助事業で同じ経費が補助対象になる場合、この支援金支給事業で上限を超えた分の金額は、その他補助事業で申請してよいのか。</p>	<p>この事業で補助を申請した経費は、他の補助金の補助対象になりません。 例えば、令和2年4月1日から令和3年31日までの清掃委託費が3000万円であり、医療機関としての基準額が2000万円である場合、この清掃委託費を補助申請すると、交付額は2000万となりますが、基準額を上回った残額1000万円を他の補助事業で申請することはできません。 ただし、清掃委託費を「4月から9月」及び「10月から3月」などに分割して契約し、契約書・請求書・領収書等を分けて提出できるのであれば、2つの契約をそれぞれ違う補助事業に申請することは可能です。</p>

※追加及び修正している設問の番号に着色しています。